

富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業補助金交付要綱

令和３年４月１日

一部改正

（趣旨）

第１条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成１７年富山市規則第３６号。以下「規則」という。）第２４条及び、富山市まちなか居住推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第８条の規定に基づき、富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）及び都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- （１） 店舗等 制度要綱第３条第１項第１号及び第２号に規定する補助対象事業により建設する共同住宅の低階層に併設する店舗及び医療・福祉施設をいう。
- （２） 共同住宅 共同住宅及び長屋（売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために、区分所有する共同建設型のいずれの場合も含む）をいい、事務所等の用途と併用するものを含むものとする。
- （３） 低階層 原則として建築物の１階をいう。
- （４） 医療・福祉施設 医療サービス及び児童、障害者、高齢者等への福祉サービスを提供する施設をいう。

（補助対象の区域）

第３条 この要綱による補助事業の対象区域は、制度要綱第２条第１項第１号に掲げる区域とする。

（事業計画の認定）

第４条 前条の区域において建設する共同住宅の低階層に、店舗等を併設しようとする者は、制度要綱第４条の規定に基づき、事業計画を作成し、富山市まちなか住宅併設店舗等事業計画認定申請書（様式第１号）により、市長に認定の申請を行うことができる。

- ２ 前項の申請書には、事業計画のほか別表第１に掲げる図書を添付しなければならない。
- ３ 第１項の申請の期限については、店舗等を併設する当該共同住宅の工事が完成するまでとする。
- ４ 第１項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の認定の申請をすることができない。
 - （１） 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又

は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者

（認定の基準）

第5条 市長は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- (1) 制度要綱第1条に規定する目的に即したものであること。
- (2) 店舗等について、風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業、制度要綱の目的に反すると市長が判断する店舗等の用に供し又は供する予定である部分がないこと。
- (3) 店舗等を併設する当該共同住宅について、制度要綱第7条に規定するまちなか指針及び緑化基準に適合したものであること。

2 前項の基準は、富山市共同住宅等の建築に関する指導要綱など共同住宅の建設に係るその他の基準を緩和するものではない。

3 第1項の認定は、第14条の補助金の交付を予約するものと解してはならない。

4 市長は、第1項の認定にあたり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な措置を講ずること並びに補助金の交付の限度について条件を付することができる。

（認定の通知等）

第6条 市長は、事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該計画の認定の申請をした者に富山市まちなか住宅併設店舗等事業計画認定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

（認定計画の変更）

第7条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、第5条の規定に基づき認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、富山市まちなか住宅併設店舗等事業計画変更認定申請書（様式第2号）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、事業計画の変更を認定したときは、速やかに、その旨を当該事業計画変更の申請をした者に富山市まちなか住宅併設店舗等事業計画変更認定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

（認定計画の中止又は廃止）

第8条 認定事業者は、第7条第1項の通知のあった日以後において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業中止（廃止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第9条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるよう命ずることができる。

（認定計画の取消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき
- （2） 認定計画と異なる建設事業を行ったとき
- （3） 事業計画の認定を受けた日以後において、第4条第4項各号のいずれかに該当する者になったとき
- （4） 第6条の規定による認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき、又は店舗等を併設する当該共同住宅が完成した日から6月以内に当該補助対象事業にかかる補助金の交付申請をしないとき
- （5） 前条の規定により命じられた措置をとらないとき

2 市長は、認定計画を取り消したときは、速やかに、その旨を当該事業計画の申請をした者に富山市まちなか住宅併設店舗等事業計画認定取消し通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、認定計画に基づき、認定を受けた整備面積（以下「補助対象面積」という。）に対して、1㎡あたり2万円を乗じた額で、予算の範囲内の額とする。

2 前項の補助対象面積については300㎡を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第12条 規則第4条第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、認定計画にかかる事業が完了した後、速やかに、当該事業の成果を添えて、富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、別表第2に掲げるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 第4条第4項第1号から第5号までに掲げる者

(交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定及びその額の確定をするものとする。この場合において、当該申請をした者に文書を交付して通知するものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続きを併合するものとする。

3 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第5号）により行なうものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき

2 市長は、交付を取り消したときは、速やかに、その旨を補助申請者に富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業補助金交付決定取消し通知書（様式第9号）で通知しなければならない。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、当該事業者に対して、文章を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた当該事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附則 この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業計画書	事業計画の概要
計画工程表	計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表
付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等 まちなか居住環境指針（基本指針）2－2 共同住宅（7）生活 利便施設ア（イ）～（カ）に定める生活利便施設等の位置
配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積 公開空地の位置、形態、面積 駐車場、駐輪場、ごみ集積場の位置、形態、台数等
仕様書	工法、特殊な工事の仕様
仕上表	建築物の外部及び内部の仕上げ
求積図・求積表	敷地面積、建築面積、床面積、その他の求積図、求積表
平面図	方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途 開口部、防火設備、外壁の構造、諸設備の取り付け位置
立面図（4面）	縮尺、寸法、 外壁、開口部、ひさし、屋根、設備機器等の位置及び形状、 仕上げ材料、色彩 （※住宅部分の申請書類に添付した場合は、省略可）
平面詳細図	縮尺、寸法 外壁、開口部、内壁等の材料、構造、寸法 （※住宅部分の申請書類に添付した場合は、省略可）
断面詳細図又は矩計図	縮尺、床の高さ、各階の階高、天井高さ、軒及びひさしの出、 軒の高さ、建築物の高さ 外壁、屋根、天井、小屋裏、床、床下、基礎等の材料、構造、 寸法 （※住宅部分の申請書類に添付した場合は、省略可）

別表第2 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

提出図書等	特に記載を必要とする内容
提出図書等一覧表	申請者確認欄
事業実績書	完成した計画の概要
工事請負契約書等の写し	工事請負契約書、支払いを証する書類、工事引渡書、建築基準法に基づく検査済証の写し
完成写真	建築物の外観及び内観等の完成写真
実施工程表	計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表に実施工程を朱書きで表示
市町村税の納税証明書	(発行日から概ね1ヶ月以内のもの)